

(参考資料)

本年4月1日より後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害について認定を受けた方については、後期高齢者医療の被保険者となっております。

これらの方々とその被扶養者であった方については、4月1日より新たな被保険者証(本人もしくは被扶養者)を提示することになっておりますが、3月以前の旧被保険者証及び老人医療受給者証等を提示するケースが想定されますので、下記のご対応により、保険適用(現物給付)を受けられるようご配慮をお願いします。

(対象者)

- (1)従来老人医療を受給されていた方で75歳以上の方
(4月1日より後期高齢者医療被保険者)
- (2)従来老人医療を受給されていた方で65歳以上75歳未満の方
(4月1日より後期高齢者医療被保険者もしくは国保・社保の被保険者)
- (3)上記(1)・(2)の方の社保の被扶養者となっていた方
(4月1日より国保の被保険者もしくは社保の被保険者・被扶養者)

(対応方法) 別添のフロー図もご参照下さい。

・対象者(1)の場合

旧被保険者証又は運転免許証等に記載されている氏名・生年月日・住所により、各市町村後期高齢者医療担当課もしくは沖縄県後期高齢者医療広域連合に被保険者の資格確認をして下さい。

・対象者(2)の場合

老人医療の障害認定撤回申請を行っていないか、患者ご本人に確認して下さい。撤回していない場合は後期高齢者医療被保険者ですので、上記の対象者(1)と同じ対応をして下さい。

撤回している場合は従来の被保険者証が有効ですが、被扶養者の場合は下記の対象者(3)と同じ対応をして下さい。

・対象者(3)の場合

扶養している方(被保険者)について、後期高齢者医療被保険者ではないか、患者ご本人を通じて確認して下さい。(生年月日等の年齢確認による)

扶養している方(被保険者)が後期高齢者医療被保険者の場合、患者ご本人の被扶養者資格は喪失していますので、国保への加入もしくは他のご家族の方の被扶養者となる必要がありますをご説明下さい。

扶養している方(被保険者)が後期高齢者医療被保険者ではない場合、患者ご本人の被扶養者証は有効です。

詳細につきましては、別添の厚生労働省事務連絡をご確認の上、窓口での資格確認についてご対応方よろしくをお願いします。

なお、上記のような方法による資格確認は、新たな被保険者証等が交付されるまでの間行うもので、その後は原則として被保険者証での確認となります。

資格確認については、各市町村後期高齢者医療担当課もしくは沖縄県後期高齢者医療広域連合（TEL：098-963-8012）にお願いします。

事務連絡
平成20年4月10日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について

保険医療機関及び保険薬局における療養の給付の受給資格の確認については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）に基づき行われているところです。

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行による後期高齢者医療制度（以下「長寿医療制度」と称する。）の創設に伴い、75歳に到達したこと（又は障害認定を受けたこと）による被保険者証の切替事務が生じることとなりますが、当該切替事務を円滑に行い、患者への現物給付が継続して行えるように、また、資格喪失後の既に効力を有しない被保険者証による受診をできるだけ発生させないようにする観点から、標記についての取扱いを下記のとおりとしますので、その実施及び関係者への周知について、よろしくお願いします。

第一 医療機関等窓口での被保険者資格の確認の徹底

平成20年4月1日以降、75歳以上の国民健康保険や被用者保険の加入者が長寿医療制度に移行することに伴い、被保険者証の切替事務（従前の被保険者証の返納と、新しい被保険者証の交付。）が行われることとなりますが、この切替事務の遅れにより、患者が誤って従前の被保険者証により受診するケースが想定されるため、以下のような方法で、医療機関等窓口で被保険者資格の確認をお願いします。（療担規則第3条、薬担規則第3条並びに療担基準第3条第1項及び第26条。患者が療養の給付を受ける資格があることの確認義務。）

<被保険者資格確認の具体的な方法>

1 長寿医療制度

国内に居住する75歳以上の方及び65歳から74歳までの方で障害認定を受けた方は、長寿医療制度の被保険者となり、長寿医療制度の被保険者証が個人ごとに交付されますので、同証により被保険者の資格確認を行うことが可能です。

また、国内に居住する75歳以上の方については、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより、被保険者の資格確認を行うことが可能です。

2 被用者保険

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険などの被用者保険に加入されている方には、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

被保険者又は被扶養者の資格確認は以下の方法により行って下さい。

（1）患者が被保険者本人の場合

被保険者証に記載されている生年月日により、被保険者の資格確認（75歳以上、即ち長寿医療制度の被保険者でないかどうか。）を行うことが可能です。

また、65歳から74歳までの方についても、従来の老人保健制度で障害認定を受けていた方については、本人が撤回しない限り、この4月1日から長寿医療制度の被保険者となりますので、撤回していないかどうかについて本人に直接確認する必要があります。

（2）患者が被扶養者の場合

被扶養者本人の資格確認については（1）と同様ですが、被保険者が長寿医療制度の被保険者となっている場合には資格喪失になっているおそれがありますので、当該被扶養者を扶養する被保険者の資格確認も必要（注）となります。

世帯ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日が記

載されていますので、同証により資格確認を行うことが可能ですが、個人ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日は記載されていないため、当該被扶養者を通じて本人に直接確認する必要があります。

(注)健康保険の被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者(75歳未満の者に限る。以下同じ。)は健康保険の資格を喪失し、基本的に居住地の国民健康保険の被保険者となるためです。

3 国民健康保険

国民健康保険の被保険者には、被用者保険と同様、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

国民健康保険の被保険者証には有効期限が記載してありますので、その有効期限により基本的に被保険者証のみで国民健康保険の資格確認を行うことが可能ですが、念のため、生年月日と有効期限の確認をお願いします。

被保険者証が個人ごとに交付されている場合は、その被保険者証に記載されている有効期限により75歳以上でないかどうかの確認を行うことが可能です。

一方、世帯ごとに交付されている場合、基本的に有効期限により確認を行うことは可能ですが、各世帯員ごとに個別に有効期限を備考欄等に記載している場合がありますのでご留意願います。例えば、国民健康保険の3人世帯で、世帯主が長寿医療制度に移行した場合でも、その世帯としての被保険者証の記号・番号は基本的に変わらないため、世帯主以外の被保険者の方は被保険者証をそのまま使用できる場合があります。

なお、障害認定を受けた方の取扱いについては、2(1)と同様、被保険者本人への直接確認が必要です。

第二 窓口で提示された被保険者証が、既に無効(被保険者又は被扶養者の資格がないもの)であった場合の国民健康保険等への加入手続の勧奨

例えば、被用者保険に加入している被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者は基本的に居住地の国民健康保険に加入することになります(上記の注参照。)が、当該被扶養者の方が国民健康保険等に加入する際には、新たに資格取得手続が必要となります。

医療機関等の窓口で提示された被保険者証が、既に無効(被保険者資格がないもの)であることが判明した場合、国民健康保険等の資格取得手続が必要ということを説明して下さい。なお、国民健康保険の資格取得手続の際には、原則として被用者保険の資格喪失証明書などの添付が必要ですが、今までの被用者保険の被保険者証の写しなどがあれば国民健康保険の資格取得手続は可能で、被保険者証が交付できますので、早急に市町村の窓口にご相談するよう、説明して下さい。

第三 現物給付の継続

長寿医療制度の被保険者証の交付が遅れている場合や、国民健康保険の資格取得手続はしているが被保険者証の交付が遅れている場合などには、新しい被保険者証が交付されるまでの間（被保険者証が交付されていない間）患者がやむを得ず新しい被保険者証の提示ができない場合においても、第一の1～3の方法で、当該患者に係る平成20年4月1日以後の資格確認を行っていただくことにより、患者が引き続き現物給付で医療を受けられるよう、御配慮をお願いします。（療担規則第3条ただし書及び療担基準第3条第1項ただし書）

事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について（その2）

標記については、今月10日付け厚生労働省保険局総務課、保険課、国民健康保険課及び医療課事務連絡によりお伝えしたところですが、さらに下記のとおり取扱いを示しますので、その実施及び関係者への周知について、よろしく申し上げます。

記

1 一部負担金の割合及び被保険者番号の確認

- (1) 長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者に一部負担金の割合を確認される場合については、従前の被保険者証（老人保健による受給者証を含む。以下同じ。）による確認のほか、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。各都道府県の広域連合の連絡先は別紙のとおり。）に照会することにより確認することが可能です。

- (2) また、長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者の被保険者番号を確認される場合については、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて受診時又は請求時に広域連合に照会することにより確認することが可能です。
- (3) また、広域連合においては、被保険者番号や一部負担金の割合に関する照会が各医療機関等からあった場合であって、患者の同意を得ていることを確認できた場合には、柔軟に御対応いただくようお願いいたします。

2 診療報酬請求時の取扱い

診療時における長寿医療制度の被保険者資格の確認については、従前の被保険者証によるほか、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより行うことができますが、最終的な診療報酬の請求時には、新たな被保険者証により被保険者番号等を確認の上、請求を行っていただくことが基本となります。

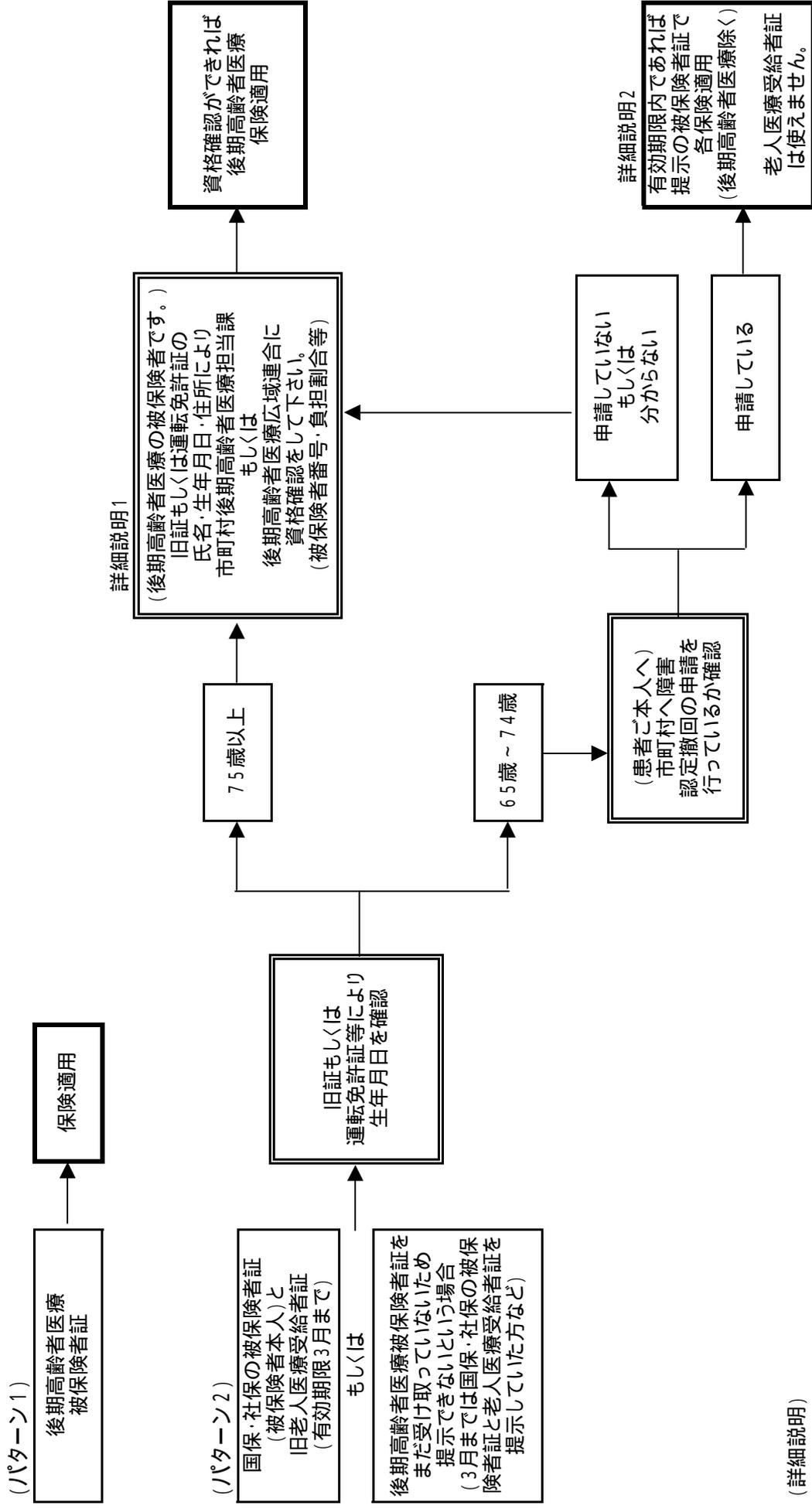
(別紙) 後期高齢者広域連合電話番号一覧

都道府県	電話番号
北海道	011-290-5601
青森県	017-721-3821
岩手県	019-606-7500
宮城県	022-266-1021
秋田県	018-838-0610
山形県	023-615-3721
福島県	024-528-9024
茨城県	029-309-1212
栃木県	028-627-6805
群馬県	027-256-7171
埼玉県	048-833-3222
千葉県	043-223-0075
東京都	03-3222-4497
神奈川県	045-440-6701
新潟県	025-285-3222
富山県	076-465-7501
石川県	076-223-0140
福井県	0776-54-6330
山梨県	055-236-5671
長野県	026-229-5320
岐阜県	058-387-6368
静岡県	054-270-5520
愛知県	052-955-1227
三重県	059-221-6880

都道府県	電話番号
滋賀県	077-522-3013
京都府	075-344-1202
大阪府	06-4790-2028
兵庫県	078-326-2612
奈良県	0744-29-8430
和歌山県	073-428-6688
鳥取県	0858-32-1097
島根県	0852-20-2231
岡山県	086-245-0090
広島県	082-227-2049
山口県	083-921-7111
徳島県	088-677-3666
香川県	087-811-1866
愛媛県	089-911-7733
高知県	088-821-4525
福岡県	092-651-3111
佐賀県	0952-64-8476
長崎県	095-816-3930
熊本県	096-368-6511
大分県	097-534-1771
宮崎県	0985-62-0920
鹿児島県	099-206-1397
沖縄県	098-963-8011

(対応フロー図1)

**患者さんが被保険者証(被保険者本人)を提示した場合
もしくは後期高齢者医療被保険者証をまだ受け取っていないため提示できないという場合**



(詳細説明)

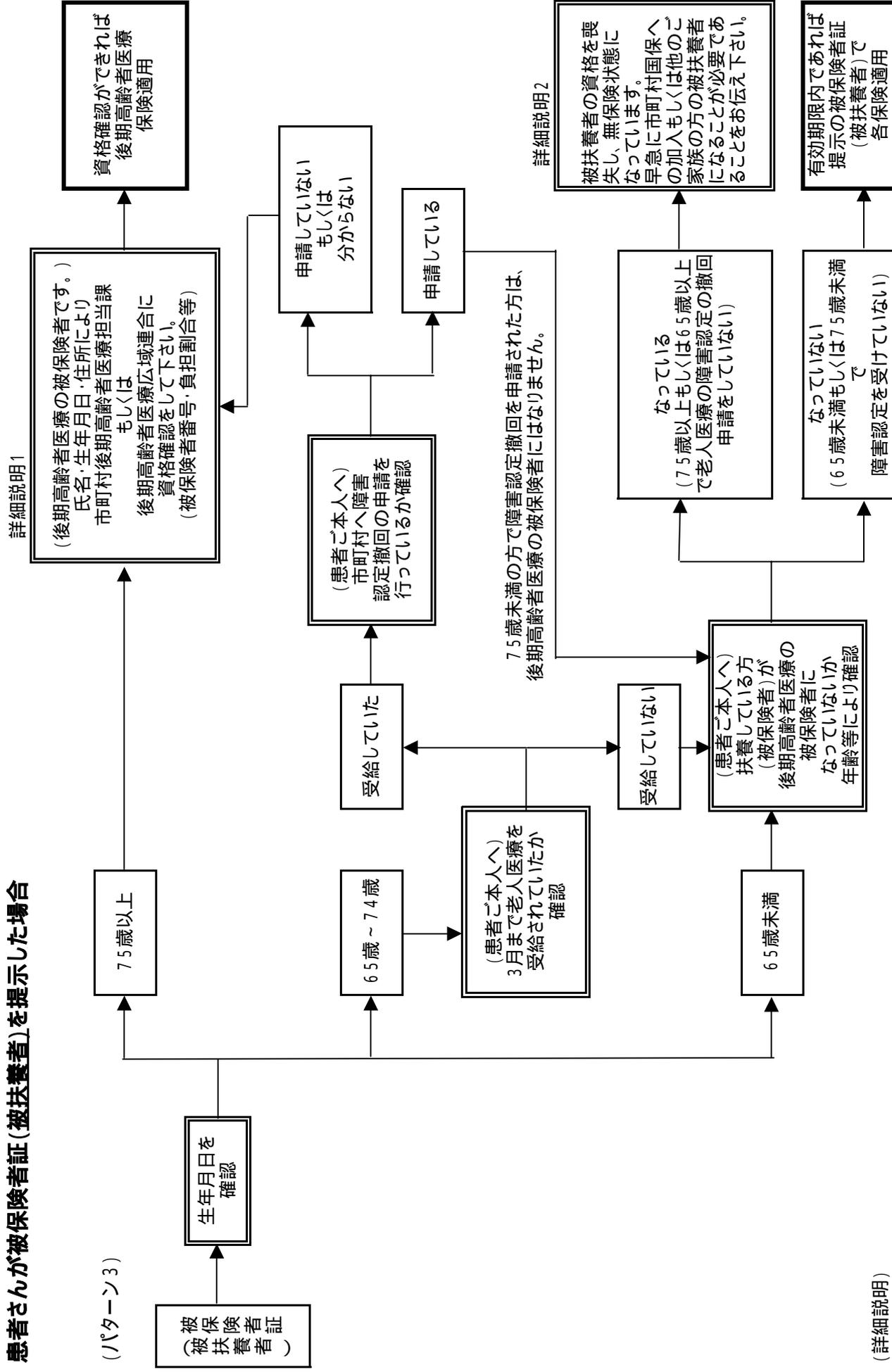
1: このような方法による資格確認は、新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されるまでの間行うもので、その後は原則として被保険者証での確認となります。

2: 75歳未満の方で障害認定撤回を申請された方は、後期高齢者医療の被保険者にはなりません。

この場合70歳以上であれば高齢者受給者証による給付を受けられますので、患者ご本人がお持ちでない場合は加入している保険者に問い合わせてください。

(対応フロー図2)

患者さんが被保険者証(被扶養者)を提示した場合



詳細説明2

被扶養者の資格を喪失し、無保険状態になつています。早急に市町村国保への加入もしくは他のご家族の方の被扶養者になることが必要であることをお伝え下さい。

(詳細説明)

1:このような方法による資格確認は、新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されるまでの間行うもので、その後は原則として被保険者証での確認となります。

2:健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者になった場合、その扶養家族は被扶養者とはなりません。